令和４年７月

独立行政法人日本学術振興会
若手研究者海外挑戦プログラム
令和５年度（２０２３年度）採用分募集要項

１．趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、海外という新たな環境へ挑戦し、３か月（９０日）～１年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生の育成に寄与する「若手研究者海外挑戦プログラム」を実施します。

本プログラムでいうところの「若手研究者」とは、年齢が若いことを指すのではなく、研究者としてのキャリアステージにおいて初期段階であることを指しています。

また、令和元年度（２０１９年度）採用分より、申請希望者の多様なニーズに応えるため、第２回募集を開始しています。

２．対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

３．申請スケジュール及び採用予定数

募集回	電子申請システムでの受付開始	本会の申請受付期限【必着】	結果通知時期	派遣開始時期	採用予定数※
第１回	2022 年 8 月上旬頃（予定）	2022 年 9 月 15 日（木） 17:00【厳守】	2022 年 12 月頃（予定）	2023 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	2 回合わせて約 140 名
第２回	2023 年 3 月中旬頃（予定）	2023 年 4 月 14 日（金） 17:00【厳守】	2023 年 7 月頃（予定）	2023 年 8 月 1 日～翌年 3 月 31 日	

※令和５年度予算の状況により変更されます。

４．申請資格

次の要件を全て満たしている者であること。

採用開始時（派遣開始時）においてもこの申請要件を全て満たしている必要があります。

① ２０２３年４月１日現在、我が国の大学院博士後期課程（※）に在籍する者（申請時は見込みでも良い。）

② 申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者又は日本に永住を許可されている外国人

③ 連続して３か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者（申請時において既に研究のために海外に滞在中で、連続して３か月以上海外に滞在する予定の者も申請できません。）

（※）本プログラムにおける“大学院博士後期課程”とは、大学院設置基準に基づき、次のいずれかとします。

（１）区分制の博士課程後期第１年次相当以上

（２）一貫制の博士課程第３年次相当以上

（３）医学、歯学、薬学又は獣医学系の４年制の博士課程第１年次相当以上

なお、令和５年度採用分（第１回）の補欠となった者が、補欠の状態を保持したまま改めて第２回募集に申請することは差し支えありません。

また、日本学術振興会特別研究員を対象として別途募集している「若手研究者交流事業」 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_user-haken.html に採用（内定を含む）された場合には、派遣期間を重複することはできません。

５．令和４年度採用内定者の申請資格

令和４年度採用内定者については、申請時までに令和４年度採用分の辞退届を提出している（渡航開始日前までに辞退手続を完了している）場合を除き、令和５年度採用分に申請することはできません。

６．令和３年度採用内定者等の申請資格

新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（令和３年１１月４日付学振育第２３号による）を受けた採用者のうち、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者の申請を特例的に受け付けます。本取扱いにより申請をする者は、電子申請システムの申請者情報のうち「研究・職歴等」の欄において、若手研究者海外挑戦プログラム令和３年度採用者であることを必ず明記してください。

なお、申請に当たっては、本募集要項の「４．申請資格」を満たすこと、かつ令和３年度採用者として必要な手続（派遣期間の変更手続や採用辞退手続等）を本会に対し速やかに実施することを前提とします。

（１） 令和３年度採用者向け特例措置により、令和４年度中に採用を開始する旨を令和３年度中に本会に届け出た者のうち、令和５年度採用分募集への申請を希望する者

（２） 令和３年度採用者向け特例措置により、緊急一時帰国後、再渡航を取りやめた結果、渡航先への

滞在日数が９０日を下回る派遣期間を以て終了する者

７．派遣期間

派遣開始日から３か月～１年

派遣開始日；第１回：2023 年４月１日～翌年３月３１日

第２回：2023 年８月１日～翌年３月３１日

８．派遣先機関

海外の特定の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等

・営利を目的とした民間研究所等

９．本会支給経費

本プログラムの採用者には、本会の規定に基づき、以下の経費を支給します。支給条件等の詳細は、採用内定時に配布する「若手研究者海外挑戦プログラム　遵守事項及び諸手続の手引」に定めます。

・往復航空賃（日本国内の移動分は除く。）

・滞在費（派遣国によって異なる。派遣期間が 90 日以上１年以下の研究計画１件につき１００～１４０万円）

・研究活動費（派遣先機関の請求書に基づきベンチフィーを支給。上限２０万円）

１０．申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（郵送による申請書の提出はありません。）詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/

申請書の作成に当たっては、必ず「令和５年度採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」及び電子申請システムの該当の「操作手引」を熟読してください。

作成要領 URL　https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/kcp_sakuseiyoryo.pdf

操作手引 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html

（１）申請手続を行う機関（申請機関）

申請手続は、必ず申請時点の所属機関を通じて行ってください。

ただし、令和５年度に大学院博士後期課程に入学予定のため申請時点では当該大学院に所属していない場合は、入学予定の大学院又は出身の大学院から申請を行ってください。

（２）電子申請システムによる手続（**「参考 申請手続の概要」を参照**）

予め申請機関を通じてＩＤ・パスワードを取得した上で、電子申請システムにより申請書を提出

（送信）してください。詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

電子申請のご案内 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/

（３）申請書類（申請書）の作成

申請書は次の３つから構成されます。**紙媒体による申請は受理しません。**

（ア）申請書情報（Web 入力項目）（申請書：１～２ページ）（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載する部分です。電子申請システム上で直接入力して作成してください。

（イ）申請内容ファイル（申請書：３ページ以降）（使用言語：日本語）

現在までの研究状況・これからの研究計画・研究業績等を記載する部分です。本会ウェブサイト又は電子申請システムから所定の様式を取得し、作成後、電子申請システムに登録してください。

また、申請内容ファイルの PDF 化及びアップロードは以下の URL に示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_torikomi.pdf

（ウ）評価書（使用言語：日本語又は英語）

申請者の研究を良く理解している研究者１名（評価者）が作成する文書です。申請者は、電子申請システムにより、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行されたＩＤ・パスワードで電子申請システムにログインし、評価書を作成してください。

〔作成に当たっての注意事項〕

・申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

・「令和５年度採用分若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領」及び電子申請システムの「操作手引」に基づいて作成してください。

作成要領 URL　https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/kcp_sakuseiyoryo.pdf

操作手引 URL　https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html

（４）提出方法

申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

１１．本会の申請受付期限

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なるため、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認願います。

・【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。

第１回提出（送信）期限：２０２２年９月１５日（木）１７：００【厳守】

第２回提出（送信）期限：２０２３年４月１４日（金）１７：００【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

１２．選考及び結果の開示

（１）選考

本会の特別研究員等審査会による２段階に亘る書面審査により採用者を決定します。合議審査は行いません。主要な審査方針は、以下のとおりです。

① 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。

② 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。

③ 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

（２）選考結果の開示

審査の結果は、第１回募集分は令和４年１２月頃、第２回募集分は令和５年７月頃にそれぞれ電子申請システムにより開示する予定です。不採用者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該書面合議審査区分におけるおおよその順位についても開示します。申請機関に対しても電子申請システムにより開示します。各結果を開示した際には、本プログラムのウェブサイトにおいてその旨を公表します。選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

ウェブサイトURL　https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html

１３．採用内定後の手続

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の１か月前までに受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）及び必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合は採用されません。詳細は、採用内定通知に同封される「日本学術振興会若手研究者海外挑戦プログラム　遵守事項及び諸手続の手引」に定めますので、当該手引の指示に従って、手続を進めてください。

特別研究員採用中に派遣期間を開始する場合は、採用内定通知後に、特別研究員の海外渡航に係る手続をお願いします。

なお、外国人の場合のみ（「４．申請資格」参照）在留カード等日本に永住を許可されていることを証明する書類の提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるものを提出してください。指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

１４．採用者の遵守事項等

本プログラムで採用が決定し、派遣される際は次に掲げる事項を遵守してください。

（１）研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、海外における受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。
（２）特別研究員採用中の場合は、特別研究員の遵守事項を遵守しなければなりません。
（３）派遣期間終了後１か月以内に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
（４）本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、他のフェローシップ等との重複受給が可能です。また、申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長しても滞在費の追加支給はありません。
（５）一時帰国は、原則できません。
（６）派遣期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学はしてはいけません。
（７）研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってはいけません。なお、採用開始までに研究倫理教育教材を履修等してください。
（８）その他、公序良俗に反する行為を行ってはいけません。

上記の遵守事項に違反、又は研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、支給済みの経費の返還要求を行います。
なお、出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

１５．その他

（１）申請及び申請書類について
① 申請は１人１件とします。２件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
② 申請書は、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、ページの追加、指定ファイル以外の登録は認められません。
③ 申請機関より本会へ提出（送信）された申請書については、申請受付期限前であっても、その記載事項を変更又は補充することは認められません。
④ 本プログラムでの採用は一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の募集には応募できません。
⑤ 申請書に虚偽が発見された場合は、採用後でも採用を取り消すことがあります。
⑥ 令和５年度第１回募集分の審査結果は第１回募集分、第２回募集分の審査結果は第２回募集分にのみ有効です。

（２）渡航に当たっての留意事項
① 本会は、派遣国に滞在するためのビザ等の申請に一切関わりませんので留意してください。また、ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では対応しかねます。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
② 本プログラムのために派遣先機関と本会は一切の調整等を行いません。
③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。海外旅行保険には各自で必ず加入するように手配してください。

④ 本プログラムの採用者は、所属機関が定める安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）等の規則を遵守しなければなりません。よって、受入研究機関で研究活動をする際には、事前に日本の所属機関における関連諸規則等も必ず確認してください

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の見通しが立ちにくい状況でもありますが、本募集要項に基づき申請を行った者が採用となった際は、所属機関及び派遣先機関と綿密に連携の上、令和５年度中に渡航を開始する計画を立てていただく必要があります。

（３）個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報保護法」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の個人情報の管理のために必要な措置を講じるものとし、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

EUを含む欧州経済領域（EEA）所在の研究者の個人情報については、EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation: GDPR）に基づき取り扱いますので、EEA在住者は本会の以下のウェブサイトを確認してから申請してください。

欧州経済領域（EEA）所在の方へ

URL　https://www.jsps.go.jp/access_contact/info.html

また、本事業の申請時点で「４．申請資格」を満たす者かつ欧州経済領域（EEA）に所在する者は、日本の所属機関がEU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation: GDPR）等の諸規定を遵守することを求められる可能性があります。当該機関におけるGDPRへの対応方針等を確認の上、必要な手続を経た上で本会への申請を行ってください。

なお、本事業に採用された場合、申請者登録名、所属、審査区分、研究課題名、派遣国名、受入機関名及び報告書が公表されます。

（４）研究倫理教育教材の履修義務

本事業で採用される者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。そのため、採用内定後の手続の中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出する必要があります。

（５）採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や本事業の充実等を図るため、本プログラムの採用経験者に対し、採用終了時及びその後の１０年間程度まで、就職等の現況調査等を行うことがあります。本調査への協力を採用の条件とするので、ご承知おきください。

１６．本募集に関する連絡先

【申請書提出（送信）先】 その他事業に関する全般的なこと、申請に関すること	〒102-0083　東京都千代田区麹町 5-3-1 独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部人材育成企画課 若手研究者海外挑戦プログラム担当 Tel：03-3263-1943 Email：toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること （海外渡航関係等）	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel：03-3263-4998
受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く）9：30～12：00 及び 13：00～17：00（日本時間） （当面の間のお問い合わせはメールでお願いいたします。電話の場合、即時に回答いたしかねる場合があります。）	

参考

（申請手続の概要）

① 【申請機関】日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）を本会へ提出します。（既に研究者養成事業用のＩＤ・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるため、再取得する必要はありません。）

② 【本会】申請機関にＩＤ・パスワードを発行し、電子メールで送付します。

※既に特別研究員事業にて申請機関のＩＤ・パスワードを取得済の申請機関で、現在登録されている担当者が若手研究者海外挑戦プログラムの申請の取りまとめを担当しない場合は、機関担当者メニューから新たに若手研究者海外挑戦プログラム担当者の登録を行ってください。当該担当者には、当該プログラムに限り、申請機関担当者と同等の権限があります。申請の取りまとめを当該担当者が行う場合は、以下「申請機関」を「若手研究者海外挑戦プログラム担当者」と読み替えてください。

③ 【申請者】申請機関へ申請者用ＩＤ・パスワードの発行依頼を行います。ＩＤ・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）や海外特別研究員事業と共通して使用することが可能です。

④ 【申請機関】申請機関用ＩＤ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、申請者用ＩＤ・パスワードを取得します。

⑤ 【申請者】申請機関※から申請者用ＩＤ・パスワードを受領します。

⑥ 【申請者】本会「若手研究者海外挑戦プログラム」ウェブサイト（https://www.jsps.go.jp/j-abc/index.html）の「申請手続き」の「募集要項」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。（ＩＤ・パスワード不要）

⑦ 【申請者】受領したＩＤ・パスワードで電子申請システムにアクセスし、画面に従い以下を行います。

・申請書情報（Web 入力項目）を入力
・評価書作成者へ評価書の作成を依頼
・⑥で作成した申請内容ファイルを登録

（注）⑦～⑨の手続は、令和５年度採用分の各募集回の申請書新規作成画面が公開されてからとなります（各募集回における「本会の申請受付期限」の約１か月前を予定）。

⑧ 【申請者】評価書が提出済の状態になった後、申請書情報及び申請内容ファイルに不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出（送信）します。

⑨ 【申請機関】申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出（送信）します。

※印を付した業務の一部について、申請機関によっては申請機関の担当者ではなく部局担当者が行うことがあります。

＜申請者の申請手続イメージ＞

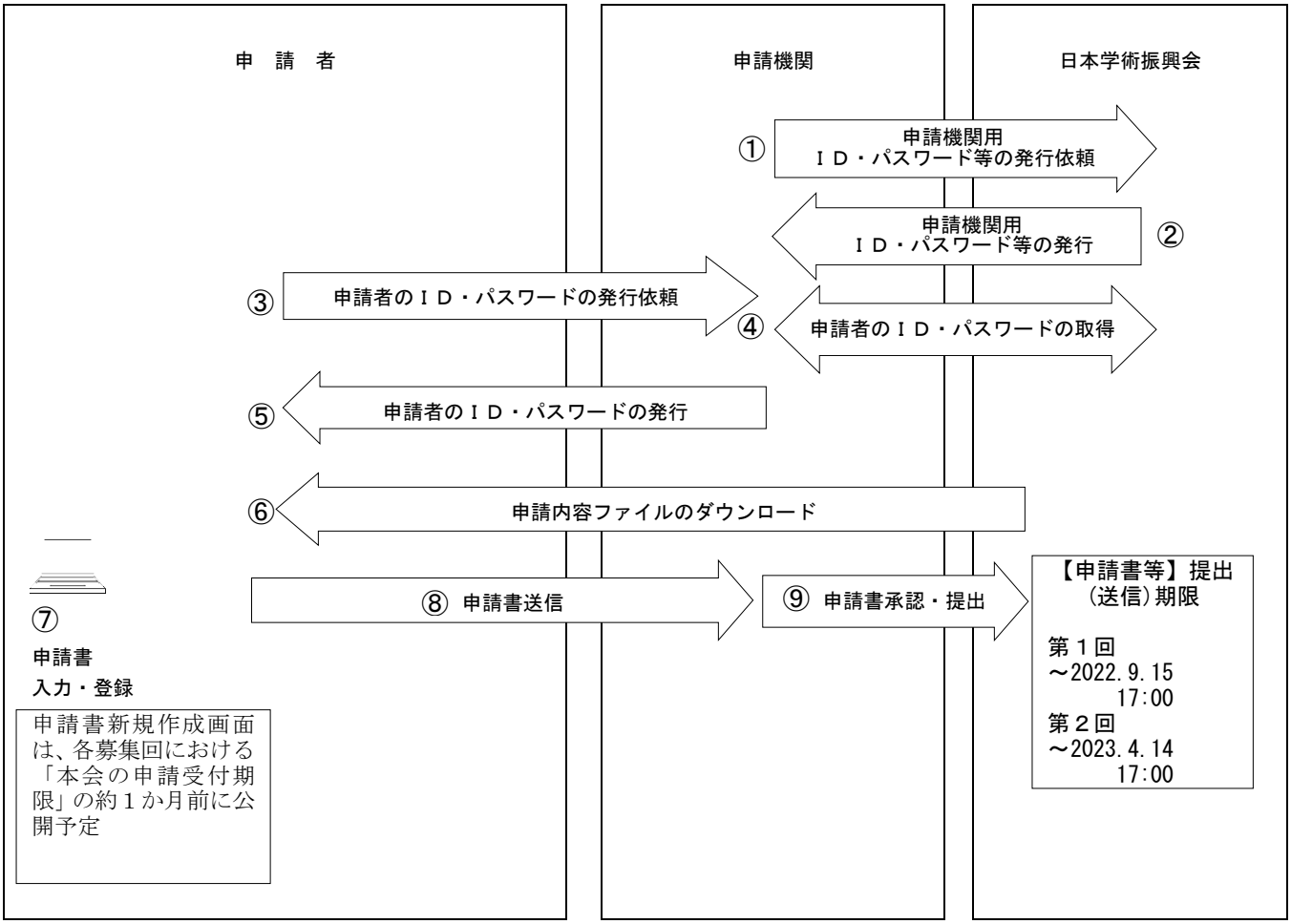

申請書１～２ページの「申請書情報」は、「電子申請システム」より作成してください。

令和５年度採用分　若手研究者海外挑戦プログラム　申請書

No.

第　　版

（申請書情報）

受付番号				
審査区分	①　書面合議審査区分			
	②　書面審査区分			
	③　小区分名			
	④　小区分コード		⑤専門分野	

⑥研究課題名	（和文）
	（英文）

1. 申請者情報等　　（所属機関コード：　　）

⑦氏　　名	登録名	（フリガナ）（姓）　　（名） （漢字等）　（姓）　　（名）
⑧大学院博士課程（在籍または在籍予定）	入学年月	（西暦）　　年　　月　　入・進学／入・進学予定
	大学名	
	研究科名	
	課程種別	
⑨学歴（学部、修士、博士）		
⑩研究・職歴等		
⑪派遣を希望する期間		（西暦）　　年　月　日　～　（西暦）　　年　月　日（　　日間）
⑫派　遣　国		
⑬大学院博士後期課程における研究指導者	氏　　名	（フリガナ）　　（姓）　　（名） （漢字またはローマ字）　（姓）　　（名）
	科研費研究者番号	
	所属機関名	
	部　局　名	
	職　　名	

見本

⑭海外における受入研究者	氏　　名	(FAMILY NAME)　　(First Name)　　(Middle Name) (英文)
		海外受入研究者が日本人の場合、入力して下さい。 (漢字等)(姓)　　(名)
	職	(英文)
		(和文)
	受入機関名	(種別) 大学　／　国公立試験研究機関　／　非営利の民間研究機関
		(英文)
		(和文)
	受入部局名	(英文)
		(和文)
⑮評価書作成者	氏　　名	(フリガナ)　　(姓)　　(名) (漢字またはローマ字)　(姓)　　(名)
	所属機関名	
	部　局　名	
	職　　名	
⑯ 研究活動における主な使用言語		
⑰外国での研究遂行能力について(語学能力の確認)		
⑱海外における研究・留学歴(1か月以上海外で研究に従事した経験がある場合に記入してください。語学研修など研究以外の海外滞在は含みません。該当がない場合は「該当なし」と記入してください。)		訪問先： 目的： 期間：(西暦)　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
		訪問先： 目的： 期間：(西暦)　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
		訪問先： 目的： 期間：(西暦)　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

見本

2. 派遣先における研究計画

(1) 研究の位置づけ

（適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記述してください。様式の改変・追加は不可（以下同様））

若手研究者海外挑戦プログラムの採用者として取り組む自身の研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記述してください。

研究の成果物等を引用する場合は、申請書作成要領の 8 ページを参照し、それらを同定するに十分な情報を記入してください。

(2) 研究目的・内容等

① 若手研究者海外挑戦プログラムの採用者として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。
② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのかを、具体的に記入してください。
③ 共同研究の場合は、申請者が担当する部分を明らかにしてください。

(3) 外国で研究することの意義（派遣先機関・指導者の選定理由）

① 申請者のこれまでの研究と派遣先機関（指導者）の研究との関連性及び受入準備状況について記述してください。（※採用された場合は受入承諾書の提出を求めます。）
② 内外の他研究機関（研究者）と派遣先機関（指導者）とを比較し、派遣先での研究に挑戦する必要性や意義について明らかにしてください。（フィールドワーク・調査研究を行う場合、派遣先地域で研究する必要性や意義を中心に述べても構いません。）

申請書５ページの「評価書」は、「電子申請システム」より作成してください。

若手研究者海外挑戦プログラム申請者に関する評価書

評価書作成者	氏　　名	ヒョウカ タロウ 評価 太郎
	所属機関名	○○の研究機関
		○○○○○○(XXXXXX)
	部 局 名	○○○○○(XXXX)
	職　　名	○○○(XXX)
申請者との関係	現在の受入研究者	

申請者の（１）「研究者としての強み」及び（２）「今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素」のそれぞれについて、具体的に入力してください。
また、申請者の研究者としての能力・将来性を判断する上で特に参考になると思われる事項についても入力してください（例：特に優れた学業成績、受賞歴、飛び級入学、留学経験、特色ある学外活動など）。

コメント
コメント
コメント
コメント
コメント

見本

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（人文学）

書面審査区分	小区分名	コード	セット
思想、芸術およびその関連分野	哲学および倫理学関連	01010	人文A
	中国哲学、印度哲学および仏教学関連	01020	
	宗教学関連	01030	
	思想史関連	01040	
	美学および芸術論関連	01050	
	美術史関連	01060	
	芸術実践論関連	01070	
	科学社会学および科学技術史関連	01080	
	デザイン学関連	90010	
文学、言語学およびその関連分野	日本文学関連	02010	
	中国文学関連	02020	
	英文学および英語圏文学関連	02030	
	ヨーロッパ文学関連	02040	
	文学一般関連	02050	
	言語学関連	02060	
	日本語学関連	02070	
	英語学関連	02080	
	日本語教育関連	02090	
	外国語教育関連	02100	
	図書館情報学および人文社会情報学関連	90020	
歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野	史学一般関連	03010	人文B
	日本史関連	03020	
	アジア史およびアフリカ史関連	03030	
	ヨーロッパ史およびアメリカ史関連	03040	
	考古学関連	03050	
	文化財科学関連	03060	
	博物館学関連	03070	
地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野	地理学関連	04010	
	人文地理学関連	04020	
	文化人類学および民俗学関連	04030	
	地域研究関連	80010	
	観光学関連	80020	
	ジェンダー関連	80030	

:「書面審査区分」を選択可能な小区分
:「書面合議審査区分」を選択可能な小区分

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（社会科学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
法学およびその関連分野	基礎法学関連	05010	社会A
	公法学関連	05020	
	国際法学関連	05030	
	社会法学関連	05040	
	刑事法学関連	05050	
	民事法学関連	05060	
	新領域法学関連	05070	
政治学およびその関連分野	政治学関連	06010	
	国際関係論関連	06020	
	地域研究関連	80010	
	ジェンダー関連	80030	
経済学、経営学およびその関連分野	理論経済学関連	07010	
	経済学説および経済思想関連	07020	
	経済統計関連	07030	
	経済政策関連	07040	
	公共経済および労働経済関連	07050	
	金融およびファイナンス関連	07060	
	経済史関連	07070	
	経営学関連	07080	
	商学関連	07090	
	会計学関連	07100	
	観光学関連	80020	
社会学およびその関連分野	社会学関連	08010	
	社会福祉学関連	08020	
	家政学および生活科学関連	08030	
	観光学関連	80020	
	ジェンダー関連	80030	
心理学およびその関連分野	社会心理学関連	10010	
	教育心理学関連	10020	
	臨床心理学関連	10030	
	実験心理学関連	10040	
	認知科学関連	90030	
教育学およびその関連分野	教育学関連	09010	
	教育社会学関連	09020	
	子ども学および保育学関連	09030	
	教科教育学および初等中等教育学関連	09040	
	高等教育学関連	09050	
	特別支援教育関連	09060	
	教育工学関連	09070	
	科学教育関連	09080	
	日本語教育関連	02090	
	外国語教育関連	02100	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（数物系科学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
代数学、幾何学およびその関連分野	代数学関連	11010	数物A
	幾何学関連	11020	
解析学、応用数学およびその関連分野	基礎解析学関連	12010	
	数理解析学関連	12020	
	数学基礎関連	12030	
	応用数学および統計数学関連	12040	
物性物理学およびその関連分野	数理物理および物性基礎関連	13010	
	半導体、光物性および原子物理関連	13020	
	磁性、超伝導および強相関系関連	13030	
	生物物理、化学物理およびソフトマターの物理関連	13040	
プラズマ学およびその関連分野	プラズマ科学関連	14010	
	核融合学関連	14020	
	プラズマ応用科学関連	14030	
	量子ビーム科学関連	80040	
素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野	量子ビーム科学関連	80040	
	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論	15010	
	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験	15020	
天文学およびその関連分野	天文学関連	16010	
地球惑星科学およびその関連分野	宇宙惑星科学関連	17010	
	大気水圏科学関連	17020	
	地球人間圏科学関連	17030	
	固体地球科学関連	17040	
	地球生命科学関連	17050	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（化学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
物理化学、機能物性化学およびその関連分野	基礎物理化学関連	32010	化学A
	機能物性化学関連	32020	
無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野	無機・錯体化学関連	34010	
	分析化学関連	34020	
	グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連	34030	
無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	無機物質および無機材料化学関連	36010	
	エネルギー関連化学	36020	
有機化学およびその関連分野	構造有機化学および物理有機化学関連	33010	
	有機合成化学関連	33020	
高分子、有機材料およびその関連分野	高分子化学関連	35010	
	高分子材料関連	35020	
	有機機能材料関連	35030	
生体分子化学およびその関連分野	生体関連化学	37010	
	生物分子化学関連	37020	
	ケミカルバイオロジー関連	37030	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（工学系科学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野	材料力学および機械材料関連	18010	工学A
	加工学および生産工学関連	18020	
	設計工学関連	18030	
	機械要素およびトライボロジー関連	18040	
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野	原子力工学関連	31010	
	地球資源工学およびエネルギー学関連	31020	
流体工学、熱工学およびその関連分野	流体工学関連	19010	
	熱工学関連	19020	
機械力学、ロボティクスおよびその関連分野	機械力学およびメカトロニクス関連	20010	
	ロボティクスおよび知能機械システム関連	20020	
航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	航空宇宙工学関連	24010	
	船舶海洋工学関連	24020	
電気電子工学およびその関連分野	電力工学関連	21010	
	通信工学関連	21020	
	計測工学関連	21030	
	制御およびシステム工学関連	21040	
	電気電子材料工学関連	21050	
	電子デバイスおよび電子機器関連	21060	
応用物理物性およびその関連分野	応用物性関連	29010	
	薄膜および表面界面物性関連	29020	
	応用物理一般関連	29030	
応用物理工学およびその関連分野	結晶工学関連	30010	
	光工学および光量子科学関連	30020	
土木工学およびその関連分野	土木材料、施工および建設マネジメント関連	22010	
	構造工学および地震工学関連	22020	
	地盤工学関連	22030	
	水工学関連	22040	
	土木計画学および交通工学関連	22050	
	土木環境システム関連	22060	
社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野	社会システム工学関連	25010	
	安全工学関連	25020	
	防災工学関連	25030	
建築学およびその関連分野	建築構造および材料関連	23010	
	建築環境および建築設備関連	23020	
	建築計画および都市計画関連	23030	
	建築史および意匠関連	23040	
	デザイン学関連	90010	
材料工学およびその関連分野	金属材料物性関連	26010	
	無機材料および物性関連	26020	
	複合材料および界面関連	26030	
	構造材料および機能材料関連	26040	
	材料加工および組織制御関連	26050	

書面審査区分	小区分	コード	セット
材料工学およびその関連分野	金属生産および資源生産関連	26060	工学A
化学工学およびその関連分野	移動現象および単位操作関連	27010	
	反応工学およびプロセスシステム工学関連	27020	
	触媒プロセスおよび資源化学プロセス関連	27030	
	バイオ機能応用およびバイオプロセス工学関連	27040	
ナノマイクロ科学およびその関連分野	ナノ構造化学関連	28010	
	ナノ構造物理関連	28020	
	ナノ材料科学関連	28030	
	ナノバイオサイエンス関連	28040	
	ナノマイクロシステム関連	28050	
人間医工学およびその関連分野	生体医工学関連	90110	
	生体材料学関連	90120	
	医用システム関連	90130	
	医療技術評価学関連	90140	
	医療福祉工学関連	90150	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（情報学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
情報科学、情報工学およびその関連分野	情報学基礎論関連	60010	情報A
	数理情報学関連	60020	
	統計科学関連	60030	
	計算機システム関連	60040	
	ソフトウェア関連	60050	
	情報ネットワーク関連	60060	
	情報セキュリティ関連	60070	
	データベース関連	60080	
	高性能計算関連	60090	
	計算科学関連	60100	
応用情報学およびその関連分野	生命、健康および医療情報学関連	62010	
	ウェブ情報学およびサービス情報学関連	62020	
	学習支援システム関連	62030	
	エンタテインメントおよびゲーム情報学関連	62040	
	図書館情報学および人文社会情報学関連	90020	
人間情報学およびその関連分野	知覚情報処理関連	61010	
	ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連	61020	
	知能情報学関連	61030	
	ソフトコンピューティング関連	61040	
	知能ロボティクス関連	61050	
	感性情報学関連	61060	
	デザイン学関連	90010	
	認知科学関連	90030	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（生物系科学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	分子生物学関連	43010	生物A
	構造生物化学関連	43020	
	機能生物化学関連	43030	
	生物物理学関連	43040	
	ゲノム生物学関連	43050	
	システムゲノム科学関連	43060	
細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	細胞生物学関連	44010	
	発生生物学関連	44020	
	植物分子および生理科学関連	44030	
	形態および構造関連	44040	
	動物生理化学、生理学および行動学関連	44050	
神経科学およびその関連分野	神経科学一般関連	46010	
	神経形態学関連	46020	
	神経機能学関連	46030	
個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	遺伝学関連	45010	
	進化生物学関連	45020	
	多様性生物学および分類学関連	45030	
	生態学および環境学関連	45040	
	自然人類学関連	45050	
	応用人類学関連	45060	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（農学・環境学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
農芸化学およびその関連分野	植物栄養学および土壌学関連	38010	農学A
	応用微生物学関連	38020	
	応用生物化学関連	38030	
	生物有機化学関連	38040	
	食品科学関連	38050	
	応用分子細胞生物学関連	38060	
生産環境農学およびその関連分野	遺伝育種科学関連	39010	
	作物生産科学関連	39020	
	園芸科学関連	39030	
	植物保護科学関連	39040	
	昆虫科学関連	39050	
	生物資源保全学関連	39060	
	ランドスケープ科学関連	39070	
社会経済農学、農業工学およびその関連分野	食料農業経済関連	41010	
	農業社会構造関連	41020	
	地域環境工学および農村計画学関連	41030	
	農業環境工学および農業情報工学関連	41040	
	環境農学関連	41050	
環境解析評価およびその関連分野	環境動態解析関連	63010	
	放射線影響関連	63020	
	化学物質影響関連	63030	
	環境影響評価関連	63040	
環境保全対策およびその関連分野	環境負荷およびリスク評価管理関連	64010	
	環境負荷低減技術および保全修復技術関連	64020	
	環境材料およびリサイクル技術関連	64030	
	自然共生システム関連	64040	
	循環型社会システム関連	64050	
	環境政策および環境配慮型社会関連	64060	
獣医学、畜産学およびその関連分野	動物生産科学関連	42010	
	獣医学関連	42020	
	動物生命科学関連	42030	
	実験動物学関連	42040	
森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野	森林科学関連	40010	
	木質科学関連	40020	
	水圏生産科学関連	40030	
	水圏生命科学関連	40040	

令和5年度（2023年度）採用分若手研究者海外挑戦プログラム　書面審査セット（医歯薬学）

書面審査区分	小区分	コード	セット
薬学およびその関連分野	薬系化学および創薬科学関連	47010	医歯薬A
	薬系分析および物理化学関連	47020	
	薬系衛生および生物化学関連	47030	
	薬理学関連	47040	
	環境および天然医薬資源学関連	47050	
	医療薬学関連	47060	
生体の構造と機能およびその関連分野	解剖学関連	48010	
	生理学関連	48020	
	薬理学関連	48030	
	医化学関連	48040	
病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野	病態医化学関連	49010	
	人体病理学関連	49020	
	実験病理学関連	49030	
	寄生虫学関連	49040	
	細菌学関連	49050	
	ウイルス学関連	49060	
	免疫学関連	49070	
腫瘍学およびその関連分野	腫瘍生物学関連	50010	
	腫瘍診断および治療学関連	50020	
ブレインサイエンスおよびその関連分野	基盤脳科学関連	51010	
	認知脳科学関連	51020	
	病態神経科学関連	51030	
内科学一般およびその関連分野	内科学一般関連	52010	医歯薬B
	神経内科学関連	52020	
	精神神経科学関連	52030	
	放射線科学関連	52040	
	胎児医学および小児成育学関連	52050	
器官システム内科学およびその関連分野	消化器内科学関連	53010	
	循環器内科学関連	53020	
	呼吸器内科学関連	53030	
	腎臓内科学関連	53040	
	皮膚科学関連	53050	
生体情報内科学およびその関連分野	血液および腫瘍内科学関連	54010	
	膠原病およびアレルギー内科学関連	54020	
	感染症内科学関連	54030	
	代謝および内分泌学関連	54040	

書面審査区分	小区分	コード	セット
恒常性維持器官の外科学およびその関連分野	外科学一般および小児外科学関連	55010	医歯薬B
	消化器外科学関連	55020	
	心臓血管外科学関連	55030	
	呼吸器外科学関連	55040	
	麻酔科学関連	55050	
	救急医学関連	55060	
生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野	脳神経外科学関連	56010	
	整形外科学関連	56020	
	泌尿器科学関連	56030	
	産婦人科学関連	56040	
	耳鼻咽喉科学関連	56050	
	眼科学関連	56060	
	形成外科学関連	56070	
口腔科学およびその関連分野	常態系口腔科学関連	57010	
	病態系口腔科学関連	57020	
	保存治療系歯学関連	57030	
	口腔再生医学および歯科医用工学関連	57040	
	補綴系歯学関連	57050	
	外科系歯学関連	57060	
	成長および発育系歯学関連	57070	
	社会系歯学関連	57080	
社会医学、看護学およびその関連分野	医療管理学および医療系社会学関連	58010	
	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む	58020	
	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない	58030	
	法医学関連	58040	
	基礎看護学関連	58050	
	臨床看護学関連	58060	
	生涯発達看護学関連	58070	
	高齢者看護学および地域看護学関連	58080	
スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野	リハビリテーション科学関連	59010	
	スポーツ科学関連	59020	
	体育および身体教育学関連	59030	
	栄養学および健康科学関連	59040	
人間医工学およびその関連分野	生体医工学関連	90110	
	生体材料学関連	90120	
	医用システム関連	90130	
	医療技術評価学関連	90140	
	医療福祉工学関連	90150	

令和５年度（２０２３年度）採用分
若手研究者海外挑戦プログラム申請書作成要領

Ⅰ　申請書の構成　・・　1
Ⅱ　電子申請システムの ID・パスワードの取得・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅲ　「申請書情報」の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅳ　「申請内容ファイル」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
Ⅴ　評価書・・・　9
Ⅵ　申請書の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
＜参考＞申請書作成・提出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅰ　申請書の構成

種類	入力方法	作成者	内容	提出方法
申請書情報	Web 直接入力	申請者	氏名・研究課題名・派遣先等の基礎的な必要情報	全て揃えてから **Web 上で提出** ※申請書情報を最初に作成し、その他は順不同で作成可。 ※期限までに全て揃わない場合、申請不可。
申請内容ファイル	本会ウェブサイトよりダウンロードした様式（Word 等）で作成 →Web 取込	申請者	研究状況、研究計画等	
評価書	Web 直接入力	評価書作成者	評価書作成者による申請者について評価コメント	

若手研究者海外挑戦プログラムの申請は、電子申請システムを通じて行います。電子申請システムの利用に当たっては、「研究者養成事業用申請者向け操作手引」を併せて参照してください。

Ⅱ　電子申請システムの ID・パスワードの取得

申請手続は、必ず申請時点の所属機関を通じて行ってください。ただし、令和５年度に大学院博士後期課程に入学予定のため申請時点では当該大学院に所属していない場合は、入学予定の大学院又は出身の大学院から申請手続を行ってください。（以下、便宜上まとめて「申請機関」という。）

申請者は、申請機関担当者へ ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）や海外特別研究員事業と共通して使用することが可能です。

Ⅲ　「申請書情報」の入力

(1) 「申請書情報」（申請書のＰ.１～２）については、電子申請システム上で直接入力して作成します。「(英文)」と指定された項目以外は全て日本語で入力してください。

(2) 「申請書情報」の修正は、申請者が申請機関へ申請書を提出（送信）するまでは自由に修正することができます。

以下に、申請書情報 PDF での番号に従い入力要領を説明します。

※画面上で赤い「＊」のある項目は必須入力項目です。

※以下、グレー：表示内容の確認のみ。　黄色：全員必須入力項目。　色無し：選択必須項目。

申請書上での番号	項目	入　力　要　領
④	**小区分コード**	「一覧」ボタンをクリックして「小区分コード表」を参照の上、5桁のコードを入力し、「確定」ボタンをクリックしてください。
②	**書面審査区分**	「小区分コード」を入力し、「確定」ボタンをクリックした後、以下の２パターンに分かれます。 ① 小区分に応じて書面審査区分が自動的に決まる場合 「書面審査区分」欄に書面審査区分名が表示されます。 ② 審査を希望する書面審査区分を選択する必要がある場合 「書面審査区分」には何も表示されず、「書面審査区分」欄が選択可能な状態になります。希望する書面審査区分をプルダウンメニューから選択してください。 ※書面審査区分が選択可能かどうかは、審査区分表及び書面審査セットを確認してください。https://www.jsps.go.jp/j-abc/boshu.html
③	**小区分名**	「小区分コード」を入力し、「確定」ボタンをクリックすると、コード表に基づき対応する「小区分名」が確認画面に表示されます。内容を確認してください。
①	**書面合議審査区分**	「小区分コード」を入力し「確定」ボタンをクリックした後、以下の２パターンに分かれます。 ① 小区分コードに応じて書面合議審査区分が自動的に決まる場合 「書面合議審査区分」欄に書面合議審査区分名が表示されます。入力は不要です。 ② 審査を希望する書面合議審査区分を選択する必要がある場合 「書面合議審査区分」欄には何も表示されず、「書面合議審査区分」欄が選択可能な状態になります。希望する書面合議審査区分をプルダウンメニューから選択してください。 （例）「ジェンダー関連（80030）」で申請する場合 →書面合議審査区分は人文学又は社会科学のいずれかを選択してください。 ※書面合議審査区分が選択可能かどうかは、審査区分表及び書面審査セットを確認してください。https://www.jsps.go.jp/j-abc/boshu.html
⑤	**専門分野**	小区分コードに関わらず、自分の専門分野を漢字等により７字以内のテキストで入力してください。
⑥	**研究課題名**	・研究課題名は具体的な研究内容を**４０字以内**（記号、数字等も全角／半角に関わらず全て１字として数える）で簡潔に入力してください。４０字を超えて入力することはできません。 ・研究課題名には、副題を入力しても差し支えありません。特に共同研究課題の場合は、申請者が担当する部分を副題として記載してください。ただし、副題を含めて４０字以内としてください。 **・化学式、数式による表記は避け**、漢字、カナ等で入力してください（例：H_2O→水）。ただし、DNA 等アルファベットで表記することが一般的なものは差し支えありません。 ・JIS 第１水準及び第２水準以外の文字コードや特殊フォントは使用できません。詳細は、「研究者養成事業用申請者向け操作手引」を参照してください。 （使用できない文字の例）半角カナ、○数字（①、②、③・・・）、ローマ数字（Ⅰ～Ⅴの小文字を含む）　他 ・研究課題名（英文）も２５０バイト以内で入力してください。 **・申請書提出後、研究課題名を変更することはできません。**
⑦	**氏　名（登録名）**	登録名は、採用者として公表する際など、通常採用者として本会で取り扱う際に使用する氏名です。旧姓や通称名等を使用することも可能です。初期設定として戸籍名を表示していますので、適宜修正してください。 （ ）で旧姓等を併記することも可能です。特に制限はありません。 **なお、和文証明書発行時は、原則として登録名を記載します。**

	氏　名 **（戸籍名）**	【本項目は、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 ID・パスワード発行の際、申請機関から事前に電子申請システムに登録された情報が自動表示されます。誤りがあった場合は、入力データを一時保存した上で「申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）」に連絡し、修正を依頼してください。 戸籍名を使用する必要がある事務処理（郵送時宛名等）については、こちらを使用します。
	氏　名 **（ローマ字表記）**	【本項目は電子申請システム上での必須入力項目ですが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 希望するローマ字表記を半角で入力してください。**この表記は、英文証明書発行時等に使用しますので、パスポートとの整合性にご留意ください。** 入力は、姓は全て大文字、名は最初の一文字のみ大文字、以降は小文字です。 （証明書使用時の例：YAMADA, Taro） 登録名、戸籍名のいずれとも合致せず同一人物と判断できないものにすることはできませんが、登録名と戸籍名のいずれに合致させても、併記したものにしても構いません。
	性　別	【本項目は申請データの統計等に用いるため電子申請システム上での必須入力項目としていますが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 戸籍上の性別について、男・女いずれかを必ずチェックしてください。
	国　籍	【本項目は申請資格の確認及び申請データの統計等に用いるため電子申請システム上での必須入力項目としていますが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 「日本」「日本以外」のいずれかを必ずチェックしてください。 「日本以外」にチェックした場合のみ、「国名コード」を、「一覧」ボタンをクリックして「国名コード表」を参照の上、入力してください。国名コード表に該当するものが無い場合は「ZZZ」を入力し、具体的な国名をテキストで入力してください。
	永住許可の有無	【本項目は申請資格の確認及び申請データの統計等に用いるため電子申請システム上での選択必須入力項目としていますが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 **申請時点で永住許可があることが必要です**ので、ご注意ください。 「国籍」欄で「日本以外」を選択した場合のみ、プルダウンメニューから永住許可の有／無のいずれかを必ず選択してください。 日本国籍以外の者は永住許可がなければ申請資格がないため、日本に永住を許可されていることを証明する「在留カード等の写し」又は「永住許可の旨記載された住民票」等を採用内定後の派遣開始手続時に提出してください。 ※在留資格が「留学」「日本人の配偶者等」の者は申請できません。
	生年月日	【本項目は、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 ID・パスワード発行の際、申請機関から事前に電子申請システムに登録された情報が表示され、それに基づき、採用年度の 4 月 1 日現在の満年齢も自動表示されます。 誤りがあった場合は、「申請機関担当者(又は申請機関の部局担当者)」に連絡し、修正を依頼してください。
⑧	**大学院博士課程** **入学年月**	博士課程への入・進学年月（予定含む）を入力してください。また、プルダウンから「入・進学」又は「入・進学予定」のいずれかを選択してください。なお、プルダウンを選択する際は、学振受付期限日を基準として、入・進学年月が学振受付期限以前の場合には「入・進学」を選択し、入・進学年月が学振受付期限以後の場合には、「入・進学予定」をそれぞれ選択してください。 （例）　2022 年 9 月　入・進学 2023 年 4 月　入・進学予定
	大学院博士課程大 学 名	「一覧」ボタンをクリックし「機関コード表」を参照して入力してください。該当するものが無い場合は「99999」を入力し、具体的な機関名をテキストで入力してください。複数の博士課程に在学したことがある場合は、現在在籍している大学名を入力してください。
	大学院博士課程	「一覧」ボタンをクリックし「部局コード表」を参照して「部局コード」を入力してください。該当するものが無い場合は「9999」を入力し、具体的な部局名をテキスト

	研究科名	で入力してください。
	大学院 博士課程 課程種別	プルダウンメニューから次の３つのうちいずれかを選択してください。 ・博士課程（３年制）・・・区分制博士課程の後期課程、後期課程のみの博士課程 ・博士課程（５年一貫制）・・・５年一貫制博士課程 ・博士課程（医・歯・獣医学系４年制）・・・博士(医学)、博士(歯学)、博士(獣医学)等を授与する４年制の博士課程 ※専門職学位課程は、博士課程を含まないため、当該課程への在籍のみを以て申請することはできません。
⑨	**学　歴 （学部、修士、博士）**	学部・修士課程（博士前期課程を含む）・博士課程（博士後期課程を含む）に係る学歴を西暦で入力してください。必要事項を正確にテキストで入力し、不要な文字は消去してください。必要に応じて位置を調整してください。 １行に４０字まで入力可能です。第１行目は省略しないでください。 「⑧大学院博士課程」欄の記載と相違ないように入力してください。
⑩	**研究・職歴等**	本会特別研究員や、同様のフェローシップの採用歴、研究生歴等も含めてテキストで西暦を入力してください。１行に５０字まで入力可能です。 ※特別研究員採用歴を入力する際は、当初の内定・採用の状況と、その後の資格変更の状況を全て入力してください。また、受付番号を末尾に記載してください。なお、特別研究員の受付番号は、平成 29 年度以前の採用者は 5 桁、平成 30 年度以降の採用者は 9 桁です。） 例１： 2009 年 4 月～2010 年 3 月　DC1 申請・採用（21-123） 2010 年 4 月～2012 年 3 月　DC1 採用後 PD に変更（21-123） 例２： 2009 年 4 月～2011 年 3 月　DC2 内定後 PD に変更（21-4567） 例３： 2018 年 4 月～2021 年 3 月　PD 申請・採用（201800123） 例４： 2018 年 4 月～2019 年 3 月　PD 内定後 DC に変更（201800456） 2019 年 4 月～2021 年 3 月　DC2 採用後 PD に変更(201800456)
⑪	**派遣を希望する期間**	90 日以上１年以内の期間で入力してください。 派遣開始日として指定可能な日付は次のとおりです。 第１回募集：2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで 第２回募集：2023 年 8 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
⑫	**派遣国**	「一覧」ボタンをクリックし「国名コード表」を参照して「国名コード」を入力してください。該当するものが無い場合は「ZZZ」を入力し、具体的な国名をテキストで入力してください。 なお、「アメリカ合衆国」は「米国」（コード：USA）、「イギリス」は「英国」（コード：GBR）という国名で取り扱います。
	現住所	【本項目は電子申請システム上での必須入力項目ですが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 (1) 一番上のプルダウンメニューから、「国内の住所」・「海外の住所」のいずれかを選択してください。 (2) 「国内の住所」を選択した場合は、郵便番号を入力してください。 （入力例：123-4567） (3) 国内の住所の場合は「住所１」～「住所３」欄に、海外の住所の場合は「住所１」～「住所５」欄に、住所を適切に区切って入力してください。郵送する際にそのまま使用しますので、宛名として正しい語順で入力してください。 ※海外の住所の場合は、必ず最後に郵便番号を記載してください。 (4) 「海外の住所」を選択した場合は、「国名」欄に宛名として使用する形式の国名を入力してください。（例. USA、CHINA など） **(5) 「希望連絡先」として「現住所」を指定する場合は、確実に届くように、「〇〇様方」等必要な情報は全て記載してください。** ※居住していない住所の場合は、「〇〇様方」の記載が必要です。 (6) 確実に連絡が取れるように、メールアドレスを複数所有している場合は、Email2 にも記載してください。

	所属機関 **（所在地・機関名・部局等名）**	【本項目は、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 ※入力方法は、本作成要領【現住所】を参照。 (1) 現在研究に従事している機関での申請者の連絡先について、住所・機関名・部局名・研究室名等を、郵送時の宛名として正しい語順で入力してください。今後、採用年度の４月１日までに大学院博士課程に入学予定の場合は、⑧で予定として記載した大学名と異なっていても差し支えありませんので、今回の審査結果が通知される時点で所属している機関名を記載してください。 記載された内容は、申請者への連絡の際に使用することがあるため、申請者に直接通じないもの（事務局・受入研究者等の情報）は入力しないでください。 (2) **「希望連絡先」として「所属機関」を指定する場合は、確実に届くように、必要な情報は全て記載してください。研究科名等までででは到着しない場合が多いため、研究室名まで略さずに入力してください。**（例：「××棟 000 号室」や「○○研究室」など）
	希望連絡先	【本項目は電子申請システム上での必須入力項目ですが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。】 (1) 審査結果の開示は電子申請システム上で行いますが、申請・審査中・採用手続時に連絡が必要な場合に使用するための連絡先として希望するものを選択してください。 上記の「現住所」又は「所属機関」の住所を連絡先としたい場合は、「１．現住所」又は「２．所属機関」のボタンを選択すれば、自動的に上の「現住所」欄又は「所属機関」欄で入力済の内容がこの「希望連絡先」欄にコピーされます（後から「現住所」欄又は「所属機関」欄を修正した場合も同様）。 「現住所」「所属機関」のいずれとも異なる住所（実家等）を希望連絡先としたい場合は、「３．その他」のボタンを選択し、直接入力してください。 ※入力方法は、本作成要領【現住所】を参照。 (2) 郵便物を発送する場合は、本欄に表示される住所をそのままの形式で印字して発送するため、郵便物等確実に受け取れる住所となるよう、「現住所」「所属機関（研究室名まで入力のこと）」「その他」欄の入力の際に留意してください。（例：「○○研究室」、「○○様方」など必要な情報は全て記載してください。居住していない住所の場合は、「○○様方」の記載が必要です。） なお、機関によっては、学生宛の郵便物を受け取らない場合もあるため、希望連絡先はできる限り現住所としてください。 (3) 本会は基本的に Email1 欄に入力されたメールアドレスに連絡しますが、 Email1 のメールアドレスで本人と連絡が取れない場合の確認に使用するため、メールアドレスを複数所有している場合は、Email2 欄にも必ず入力してください。 各 Email 欄には、申請から令和５年度末までの間申請者本人と連絡の取れるアドレスを正確に記載してください。申請書情報入力時、「希望連絡先」として登録したメールアドレスに確認のためメールを送信します。メールの受信を確認した上で、申請書情報の入力を完了してください。審査結果を開示した際は、本会若手研究者海外挑戦プログラムウェブサイトの掲示板にその旨を掲載するとともに、本欄に記載のメールアドレス宛に開示した旨を通知します。有効なアドレスが登録されていない等、当該メールを受信できなかった場合の責任は負いかねます。なお、本会が指定する期限までに所定の手続がなされない場合は選考辞退となりますので、ご留意ください。
⑬	**大学院博士後期課程における研究指導者**	・「科研費研究者番号」については、研究者本人又は所属機関事務局に問い合わせて入力してください。同番号を有しない又は不明の場合は、「９９９９９９９９」と入力してください。 ・所属機関・部局・職名については、複数の身分を兼ねている場合は、原則として本務を入力してください（大学内の研究所等の研究者が大学院研究科の教員を兼ねている場合は、本務である当該研究所における身分を入力すること）。ただし、大学外の研究者が「連携大学院」協定等により、大学院の客員教員等として研究指導者となっている場合は、当該大学院研究科における身分を入力してください。 ・採用年度の４月１日までに大学院博士課程に入学予定の場合は、大学院博士後期課程において指導を受ける予定の教員名を記載してください。

		・外国人の方の場合は、「氏名」欄はローマ字で、「フリガナ」欄はカタカナで入力してください。 ・【所属機関名・部局名】所属機関名は「一覧」ボタンをクリックし、「機関コード表」を参照して、「所属機関コード」を入力してください。統廃合等によりコード表に記載されていない機関については、「99999」を入力し、具体的な機関名をテキストで入力してください。 　部局名は「一覧」ボタンをクリックし、「部局コード表」を参照して「部局コード」を入力してください。該当するものが無い場合は「9999」を入力し、具体的な部局名をテキストで入力してください。また、上記の大学等以外の場合は、空欄としてください。 ・【職名】具体的な職名をテキストで入力してください。
⑭	**海外における受入研究者**	・必ず受入研究者本人と連絡をとり、受入について承諾を得てください。採用内定となった後、受入研究者の署名入りの受入承諾書（受入を正式に承諾している旨の証明書）を求めます。 ・**本欄で入力した内容は、採用内定時に発行する証明書に記載されますので、入力の際にはご留意ください。** ・氏名について、「FAMILY NAME」は全て大文字、「First Name」及び「Middle Name」は最初の文字のみ大文字とし、以降は小文字としてください（「-(半角ハイフン)」や半角スペースを文字の間に入れた場合、その後の最初の文字は大文字で表記されます)。　また、「Middle Name」については、アルファベットのイニシャルと省略記号「.」で表記してください。 ・受入機関名については、海外における優れた大学等研究機関を一つ選び記入してください。**複数の研究機関を受入研究機関として申請書に記載することはできません。**また、「受入機関名」の「種別」欄にて、受入機関の該当する種別を選択してください。**我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等、又は営利を目的とした民間研究所等を受入研究機関とすることはできません。** ・住所は郵送時に使用できる語順で記載し、郵便番号や国名を最後に記載してください。 ・「Email」欄は、電子申請システム上での必須入力項目ですが、個人情報のため申請書 PDF 上では非表示となります。 ・【所属機関名・部局名】受入機関名は「一覧」ボタンをクリックし、「機関コード表」を参照して、「所属機関コード」を入力してください。該当するものが無い場合は、「999999」を入力し、具体的な機関名をテキストで入力してください。 　受入部局名は、具体的な部局名をテキストで入力してください。 ・【職名】具体的な職名をテキストで入力してください。
⑮	**評価書作成者**	「若手研究者海外挑戦プログラム申請者に関する評価書」作成者１名の氏名等を入力してください。 「⑬大学院博士後期課程における研究指導者」欄に入力した内容を複写することが可能です。 ・Email 欄は、評価書の作成依頼メールを送付する際に使用します。本メールアドレスに、評価書を作成するウェブサイトの URL、ログイン ID 及びパスワードを通知するため、誤記がないよう入力してください。メールアドレスの誤りにより評価書作成依頼メールの送信に失敗しても、申請者宛に送信エラーは通知されません。申請者自身で評価書作成者に直接連絡を取り、メールを受信できているか確認してください。メールが受信できない場合、評価書作成者は評価書を作成することができません。また、必ず評価書作成者本人のメールアドレスを入力するものとし、申請者のメールアドレスを入力することはできません。なお、Email 欄は、電子申請システム上での必須入力項目ですが、個人情報であることから申請書 PDF 上では非表示となります。 ※入力方法は、本作成要領⑬⑭を参照。

⑯	**研究活動における主な使用言語**	研究活動を遂行する上で主に使用する言語名を入力してください。複数でも構いません。
⑰	**外国での研究遂行能力について（語学能力の確認）**	・「⑯研究活動における主な使用言語」で記入した**全ての言語について、外国で研究活動を行うにあたり相応の語学能力を有することを以下に示す「客観的に判断できる指標の例」等を用いて具体的に説明してください。** ・改行は 3 回まで可能です。 ・合計 800 バイト以内（改行は 2 バイトとして計算。）で入力してください。 【客観的に判断できる指標の例】 ・主な使用言語の語学検定試験結果（試験名称、取得年月も記入すること。） ・国際学会における、主な使用言語での発表経験の有無、回数 ・主な使用言語での論文執筆経験の有無、数 ・主な使用言語圏への留学経験の有無、内容 ・主な使用言語の日常的な使用頻度 ・研究室で日常的に使用している ・主な使用言語を用いてフィールドワークを行っている ・主な使用言語を用いて共同研究を行っている　等 ・その他、相応の語学能力を有しており、外国での研究活動に支障がないことの客観的な根拠
⑱	**海外における研究歴**	・１か月以上海外で研究に従事した経験がある場合に記入してください。語学研修等研究以外の海外滞在は含みません。該当がない場合は「該当なし」と記入してください。３件以上ある場合は、渡航期間の長い主要なものを優先してください。 ・「訪問先」欄には国や機関名等を入力してください。 ・「目的」欄は、まずプルダウンメニューから渡航目的（研究遂行、会議・学会等出席）を選択し、次にその目的の詳細についてテキストで具体的に入力してください。 ・渡航に係る経費の財源（例：自費、自らが研究代表者として獲得した科研費、指導研究者が研究代表者として獲得した科研費、大学の資金、渡航先ホストの研究費等）があれば、併せて記入し、自ら獲得したものかどうかわかるように記入してください。

Ⅳ　「申請内容ファイル」の作成

(1) 下記の点に注意して作成してください。

① １０ポイント以上の文字で記入してください。
注釈等の記載も同様です。なお、フォントの種類、行間の高さ等、それ以外の設定に関する規定はありません。

② 日本語で記入してください。

③ 様式中の指示書きについて削除することや、指定されたもの以外の項目の追加、指示書きの位置の移動、記入枠の拡大又は縮小及び記入しない項目の省略等、様式の加工・変更はできません。なお、適宜、図表等を記載することは差し支えありません。

④ 各項目で定められたページ数を超えること、及び所定の様式以外に新たに用紙を加えることはできません。

⑤ 申請内容ファイルを含む申請書一式はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう留意してください。

⑥ 申請内容ファイルの PDF 化及びアップロードは以下の URL に示す推奨手順に則って行ってください。推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_torikomi.pdf

⑦申請内容ファイル登録後、変換されたＰＤＦファイルをダウンロードし、内容に不備（文字や図表の欠落、文字化け等）がないか、必ず確認してください。入力時に画面上で文字化けが確認できない場合でも、変換後のＰＤＦファイル上では文字化けが発生することがあります。

注：上記に従わない場合は、書類不備のため、審査に当たり不利益が生じることがあります。

(2) 本プログラムウェブサイトに募集要項・「申請内容ファイル」（申請書のＰ.３以降）の電子ファイルを公開しているので、活用してください。

本会「若手研究者海外挑戦プログラム」ウェブサイト（https://www.jsps.go.jp/j-abc/boshu.html）→「申請手続き」→（「募集要項等」→）「申請書等様式（令和５年度（2023 年度）採用分）」

(3) 申請書Ｐ.４「外国で研究することの意義（派遣先機関・指導者の選定理由）」欄には、派遣先機関（指導者）との打合せ状況についても記述してください。

「2.(1) 研究の位置づけ」欄に研究の成果物等を記載する場合

当該の欄において、これまでの研究活動の成果物を示す場合は、以下の例を参考にした上で、それらを同定するに十分な情報を記載してください。

（例１）学術雑誌等（紀要・論文集等も含む）に発表した論文、著書（査読の有無を区分して記載してください。査読中又は投稿中の場合にはその旨が分かるように明記してください。）

著者、題名、掲載誌名、巻号、pp 開始頁－最終頁、発行年を記入してください。

（例２）研究発表（口頭・ポスターの別、査読の有無を区分して記載してください。）

著者、題名、発表した学会名、論文等の番号、場所、月・年を記載してください。発表予定のものも含めて構いませんが、発表予定である旨明記して記載してください。

Ⅴ　評価書

(1)　評価者は、「海外における受入研究者」も含めて、本人の研究内容に精通している研究者１名とし、必ずしも「大学院博士後期課程における研究指導者」である必要はありません。退官された方や現在所属がない研究者の方でも差し支えありませんが、その場合の評価者の所属機関等の情報は、申請者と関わりがあった当時の内容としてください。

(2)　「申請書情報」の入力が完了した後、申請書管理画面より「評価書作成依頼」ボタンをクリックします。

(3)　「評価書作成依頼確認」画面にて、以下を参考に各項目の入力・確認をします。

※以下、グレー：表示内容の確認のみ。　黄色：全員必須入力項目。

項目	入　力　・　確　認　要　領
作成希望日	評価書の作成期日として希望する日付を入力してください。
研究課題名	本プログラムの研究課題名（和文・英文）に誤りがないか確認してください。
評価書 作成者	記載内容に誤りがないか確認してください。 連絡先に記載したメールアドレス宛に、評価書作成に必要なログイン ID・パスワードを送付しますので、重点的に確認してください。申請者本人のアドレスにすることはできません。

(4)　評価書作成者に対し、電子申請システムを通じて評価書作成依頼のメールが送付されます。評価書作成者自身が、当該メールに記載の ID・パスワードを用いて同記載の URL へログインし、評価書を作成します。

評価者のメール環境によっては、電子申請システムからのメールが受信拒否される可能性があるため、必ず申請者から評価書作成者に連絡を取り、メールの受信状況を確認してください。受信できていない場合は、Email 欄への入力内容等を確認・修正の上、再度、評価書作成依頼の処理を行ってください。

(5)　評価書作成者が入力する評価書の各項目の入力・確認要領は下表を参照してください。評価書作成者が電子申請システムの操作についてお困りの場合は、「研究者養成事業用　評価書作成者向け操作手引」や体験版（https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/yousei_taiken/index.html）等を参照し、補佐してください。

※　以下、グレー：表示内容の確認のみ。　黄色：全員必須入力項目。

項目	入　力　・　確　認　要　領
評価書作成者	申請者情報に入力した評価書作成者の氏名・所属機関名・部局名・職名が表示されます。内容に誤りがないか確認してください。
申請者	申請者情報に入力した申請者の登録名・ローマ字表記・所属機関名（和文のみ）・部局名（和文のみ）・職名（和文のみ）が表示されます。
研究課題名	申請書情報に入力した研究課題名（和文・英文）が表示されます。
申請者との関係	申請者との関係を具体的かつ詳細に入力してください。 例．現在の受入研究者、出身大学院における研究指導者　等
評価	審査の重要な資料となるため、申請者について具体的かつ明確に記入してください。 入力は英語又は日本語で、最大 4000 バイト（全角 2000 文字）以内とします。

(6)　評価書作成者より評価書が提出されると、申請書情報の希望連絡先に記載の Email1 及び Email2

宛に、作成が完了した旨のメールが電子申請システムより送付されます。評価書の提出状況については、「申請書管理」画面の該当の「処理状況」欄においても確認することができます。

Ⅵ　申請書の提出方法

・【申請者】

申請機関が指定する期限までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なるため、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認願います。

・【申請機関担当者】

以下の期限までに、電子申請システム上で申請書を承認（「申請リスト」を確定）し、申請書を本会に提出（送信）してください。

第１回提出（送信）期限：２０２２年９月１５日（木）１７：００【厳守】

第２回提出（送信）期限：２０２３年４月１４日（金）１７：００【厳守】

※上記の期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

＜参考＞申請書作成・提出の流れ

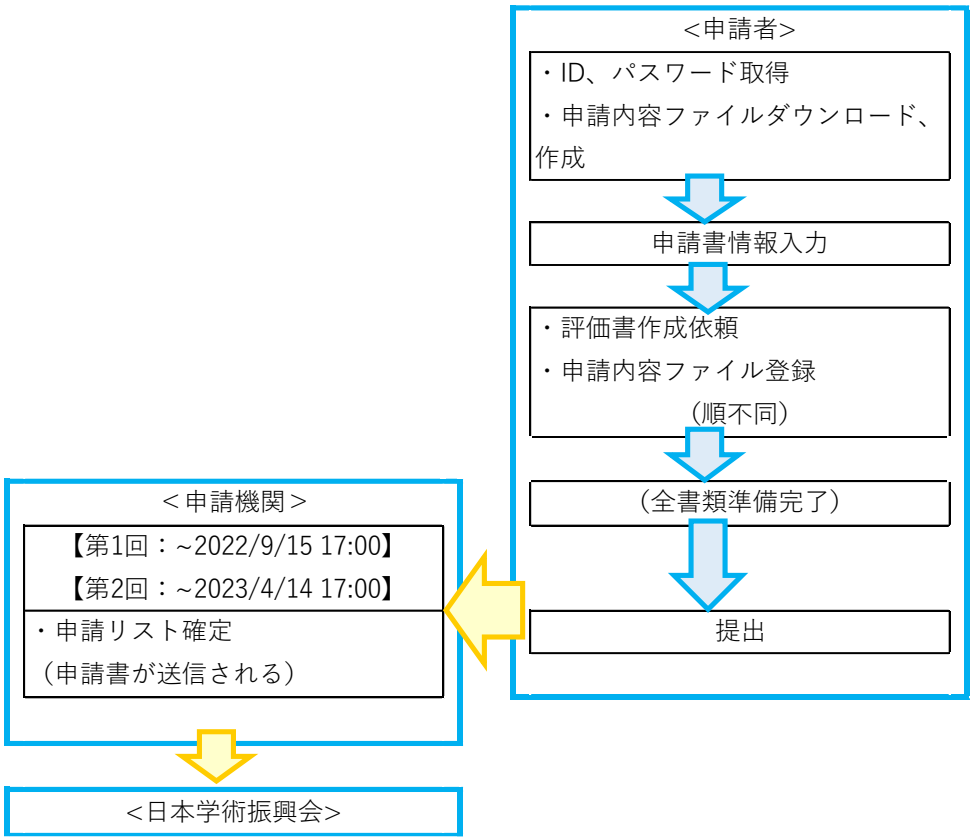

令和４年７月日更新

若手研究者海外挑戦プログラム申請に当たってのＱ＆Ａ

１．派遣期間は３か月からとなっているが、具体的に何日以上であればよいのか。

３か月は９０日と定義します。したがって９０日以上の派遣期間を満たさない場合は、本プログラムの要件を満たさないため申請できません。

２．対象者となる博士後期課程とは具体的に何を指すのか。

大学院設置基準に基づき、①区分制の博士課程後期第１年次相当以上、②一貫制の博士課程第３年次相当以上、③医学、歯学、薬学又は獣医学系の４年制の博士課程第１年次相当以上のいずれかに在籍する者を本事業の対象とします。なお、採用年度の４月１日現在でこれらの課程等に進学予定の者も含みます。

また、大学院設置基準に基づく国際連携専攻に在籍する者も対象です。

３．派遣期間は３か月～１年とあるが、９０日未満又は１年超の期間でも派遣が認められるか。

申請に当たっては、研究計画を審査しますので、９０日以上１年までの研究計画を記載して申請してください。９０日未満又は１年超の研究計画を記載した場合、審査の公平性に欠けるため申請は認められません。

また、申請時は９０日以上の派遣計画であったとしても、派遣開始前に９０日以上の渡航ができないことが予め判明していた場合は採用できません。

なお、派遣開始後に申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長に係る滞在費の追加支給はありません。報告書には、当初申請していた派遣期間内に従事した研究内容について報告してください。

４．出国日、帰国日はいつにすればよいか。復路分航空賃は当初の派遣期間を超過しても支給してもらえるか。

派遣開始日に日本を出発し、派遣終了日に帰国した場合の航空賃を支給しますので、派遣開始日と出国日、派遣終了日と帰国日は合致させてください。

ただし、当初の計画を延長して滞在した場合は、延長した期間内に従事する研究が本事業の研究計画と密接に関わりがあり、かつ、期間が派遣期間の２分の１以内の場合に限り、復路分航空賃を支給します。

５．採用年度の４月１日時点で博士後期課程に在籍していれば、その後、在籍しているかどうかは問わないか。

原則として、採用年度の４月１日時点で博士後期課程に在籍しており、かつ、採用中も引き続き在籍している必要があります。そのため、申請時に在籍していたが、採用までの間に退学等の理由で在籍しない状態になった場合は採用されません。ただし、例外として、採用年度の４月１日時点で博士後期課

程に在籍していた者がその後、博士の学位を取得した場合に限り、在籍していなくとも博士号取得者として採用します。

なお、博士前期課程に在籍している者は、本事業の対象外です。

６．申請時の所属大学を休学した上で、本プログラムのために渡航してもよいか。

申請時の所属大学等に在籍しているのであれば、休学するかどうかは問いません。

７．派遣先は複数でも認められるか。

派遣先は、海外の特定の大学等研究機関とします。複数の大学を派遣先とすることは認められません。

８．日本学術振興会特別研究員に採用されたことがある場合、又は、採用中の場合は申請可能か。

申請可能です。特別研究員に過去に採用されたかどうか、現在採用中かどうかはいずれも問いません。本事業での支給経費は、旅費（往復航空賃及び滞在費）と実費分の研究活動費（ベンチフィー）であり、どちらも特別研究員が例外的に受給可能な経費です。よって、特別研究員としての研究奨励金及び科研費（特別研究員奨励費）を受給しつつ、それらに加えて受給することが可能です。ただし、特別研究員に採用中に本プログラムにより海外に渡航する場合は、特別研究員の遵守事項を遵守するとともに、特別研究員の手引に沿って海外渡航に係る手続を行う必要があります。

なお、特別研究員採用者であっても、申請資格②「申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者又は、日本に永住を許可されている外国人」を同時に満たさない場合は申請できません。

９．過去に博士の学位を取得済であるが、現在、取得済の博士の学位とは異なる分野の学位取得のため、大学院博士後期課程に在学中である。過去に取得した博士の学位の分野で申請できるか。

申請資格は、博士後期課程に在籍している者ですので、現在在籍中の博士後期課程で専攻されている分野で申請してください。

１０．　研究のために海外に滞在しているとは具体的にどういうことか。

海外の大学等研究機関において、研究、実験、観察、フィールドワーク等を遂行するために１か月以上海外に滞在している場合を指します。したがって、国際学会等の発表のために１週間海外出張する場合や語学留学、海外の大学等で単位取得又は学位取得のために留学した経験は含まれません。また、インターンシップについては、インターンシップ中に従事した内容が研究かどうかによって判断されます。

なお、当該研究が基礎研究か応用研究かという区別は困難であるため、基礎か応用かに関わらず、研究と整理します。

１１．　現在既に海外で研究しているが、申請は可能か。

連続して３か月以上、研究のために海外に滞在したことがある場合は、申請できません。

また、申請時点において既に研究のために海外に滞在中である場合や、今後３か月以上連続して海外に滞在する予定がある場合は、滞在期間中のうち３か月に満たない時期に一時帰国したとしても本事業の趣旨には合致しないため、申請できません。

１２．　支給経費の使途は制限があるか。

支給経費は旅費として支給しています。使途の報告は不要です。

１３．　支給経費にある（3)「研究活動費」とは何のことか。

本会から支給する「研究活動費」は、「ベンチフィー(bench fee)」に限定しています。ベンチフィーとは、海外の大学に一時的に在籍するために海外の大学側が請求する在籍料です。大学同士で協定等を締結している場合は請求されないこともあります。

本会は、当該の請求が本プログラムとしての「研究活動費」であると判断できる場合のみ、派遣先大学からの請求書及びその根拠資料等に基づき、上限金額を２０万円として支給します。派遣先大学から採用者宛への請求書がない場合や、当該の支払が本プログラムとしての「研究活動費」であると判断できない場合は支給しません。

１４．　申請書のうち、「評価書」は研究指導者等が作成するとあるが、具体的には誰に作成してもらえよいか。

申請時点で所属している博士後期課程において、直接指導を受けている研究者（研究指導者）に作成いただくことを想定していますが、申請者本人の研究内容に精通している研究者であれば問題ありません。

１５．　派遣期間中の一時帰国は全く認められないのか。

原則、派遣期間中は一時帰国をしないように計画を立ててください。

１６．　支給経費は直接採用者に支給されるのか。

本事業での支給経費は、旅費（往復航空賃及び滞在費）と実費分の研究活動費（ベンチフィー）であるため、採用者本人の銀行口座に直接本会から振り込みます。

１７．　最短の派遣日数の場合、日本出発日～日本帰国日間の日数が９０日になればよいのか。それとも海外滞在日数が９０日である必要があるのか。

派遣先機関に滞在する日数が９０日になるようにしてください。時差の関係で９０日を下回らないように注意してください。

（例１）４月１日に派遣期間を開始し現地に到着した者が、派遣終了を６月２９日とする場合、派遣期間は９０日となるものの、現地を出発するのが６月２８日の場合は海外滞在日数が８９日となるため、本プログラムの要件を満たしません。

（例２）４月１日に派遣期間を開始し現地に到着した者が、６月２８日に派遣先機関がある都市を出発して経由地に向かい同地に宿泊、２９日に同地から日本に帰国する場合は、海外滞在日数は９０日ですが、派遣先機関に滞在した日数が８９日となるため、本プログラムの要件を満たしません。

１８．　申請時点で他財団等による支援を受けているが、重複で受給できるか。

本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、他財団等から支給される経費との重複受給

が可能です。ただし、他財団等の事業や所属大学院において定められる規程によっては重複受給が問題となる可能性がありますので、必ず各担当者へ確認の上、申請してください。
（例外）本事業以外から航空賃の支給がある場合は、本事業からは航空賃を支給しません。

１９．　派遣期間中、学会・調査等による第三国への出国は認められるのか。

研究対象国への調査や学会での発表等、申請書に記載した研究計画の遂行に必要な場合は第三国への出国は可能です。ただし、受入研究機関・受入研究者は特定の一機関・一名とします。また、本プログラムの趣旨上、派遣期間中における日本での研究活動は認められません。

２０．　「若手」との記載から年齢に制限があるように見えるが、社会人学生でも申請できるのか。

採用年度の４月１日時点で我が国の博士後期課程に在籍している者で資格要件を満たし、本プログラムに申請した研究計画に専念できる場合は、年齢にかかわらず申請可能です。本プログラムでいう「若手」とは、研究者のキャリアステージにおいて初期段階であることを指し、年齢が若いことを指すものではありません。

２１．　申請時点で記載した派遣開始・終了日や派遣期間は、後から変更できるのか。

申請書に記載される研究計画が遂行可能な範囲であり、かつ変更理由が認められる場合は所定の手続により変更が可能です。ただし、変更後の派遣開始日が採用年度中であり、かつ派遣期間が９０日以上である場合に限ります。

２２．　令和５年度（２０２３年度）採用分海外挑戦プログラムに申請するが、今後、令和６年度（２０２４年度）採用分海外特別研究員にも申請してよいか。

申請は妨げません。それぞれの募集要項の申請資格を満たすことをご確認ください。ただし、派遣期間が重複しない場合のみ両事業に採用されることが可能です。（例：海外挑戦プログラムでの採用期間が２０２３年１０月１日～２０２４年２月２８日でその後、海外特別研究員の採用期間が２０２４年４月１日～２０２６年３月３１日など）その場合も、海外挑戦プログラムでの派遣日数は派遣先機関への滞在日数が９０日以上となるようにしてください。なお海外特別研究員の派遣日数は２年間（固定）となります。

２３．　令和４年度（２０２２年度）採用分海外挑戦プログラムの補欠者となっているが、令和５年度（２０２３年度）採用分海外挑戦プログラムにも申請してよいか。

令和４年度（２０２２年度）採用分の補欠者（第１回目、第２回目の別を問わない）の申請は妨げません。ただし、補欠繰上により両方の年度で採用となった場合は、いずれか一方の年度の採用を辞退してください。

２４．新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、令和５年度中に渡航できるかどうか、申請時点ではわからない。そのような状況でも申請可能か。

新型コロナウイルス感染症の影響は、派遣先国や受入研究機関により様々であり、また申請希望者の

中には、キャリア形成の観点から、令和５年度内に渡航することが必要不可欠と判断する者もいることを想定し、令和５年度採用分も募集することとしました。

申請に当たっては、今後の見通しが立ちにくい状況でもありますが、令和５年度募集要項に基づき申請を行った者が採用となった際は、所属機関及び派遣先機関と綿密に連携の上、令和５年度中に渡航を開始する計画を立てていただく必要があることを念頭に置いた上で検討してください。検討に当たっては、我が国の外務省が運営する海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/）等も参考にしてください。

２５．募集要項の「１４．採用者の遵守事項等」の中に、「派遣期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学はしてはいけません。」とあるが、単位取得又は学位取得をしなければ正規課程に入学してもよいのか。

本プログラムは、我が国の大学等研究機関の博士後期課程に在籍する者のうち、連続して３か月以上在外研究の経験を持たない者を対象に、３か月～１年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供する事業です。

一般に、大学・大学院の正規課程に入学した学生は、多くの場合、単位を取得し最終的に学位を取得することを目的とするコースに在籍すると考えられます。そのような制度を使用して海外の大学・大学院等に入学するということは、少なくとも今後１年以上当該海外の大学・大学院に在籍することを想定していると考えられますが、そのことは、海外の研究者と共同して研究に従事するという本プログラムの趣旨に合致しているとは言えません。

よって本プログラムの採用者が入学及び在籍している大学・大学院は、あくまで我が国の大学等研究機関の博士後期課程と想定し、海外の大学院の正規課程は想定しませんので、正規課程に入学する場合の申請はご遠慮ください。